

平成29年度大阪地方最低賃金審議会

第323回総会 会議次第

平成29年8月4日 午後3時

(大阪合同庁舎第4号館2階 第2共用会議室)

1 開 会

2 議 事

大阪府最低賃金の改正決定について

3 閉 会

大阪地方最低賃金審議会 第323回総会

(平成29年度 第4回)

資 料 目 次

- 資料 1 大阪府最低賃金の改正決定に関する報告書 (写) . . . . . 1
- 資料 2 大阪府最低賃金の改正決定について (答申) (写) . . . . . 3



平成29年8月3日

大阪地方最低賃金審議会  
会長 服部良子殿

大阪地方最低賃金審議会  
大阪府最低賃金専門部会  
部会長 服部良子

### 大阪府最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、平成29年7月11日、大阪地方最低賃金審議会において付託された大阪府最低賃金の改正決定について、特に女性労働者及びパートタイム労働者の賃金水準の引上げに配慮の上、慎重に調査審議を重ねた結果、本日、全会一致により、下記のとおり  
の結論に達したので報告する。

なお、大阪府最低賃金の改正の中小企業・小規模事業者に与える影響が大きくなってきていることを踏まえ、働き方改革実行計画に記載した生産性向上支援等を厚生労働省、経済産業省、国土交通省をはじめとする関係省庁が連携して早期に行うことを国に強く求めるとともに、①影響の及ぶ中小企業等を十分把握した上で、的確な周知広報、履行確保に努めること、②中小企業等に対する生産性向上等の支援措置については、これまでの取組を踏まえて、省庁および関連する団体等と連携し、より一層、計画的、効果的に周知し、利活用の促進に努めること、③行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時に特段の配慮が行われること、④不公正な商取引により中小企業等の賃金支払能力が不当に下げられている場合もあることから、公正な取引慣行の構築、関係法令遵守の徹底を図ること、⑤以上の取組状況については、中小企業等に対する支援措置の利活用の状況を含め検証を行い、当審議会総会の場において報告することを要望する旨、付記したことを申し添える。

### 記

- 1 適用する地域  
大阪府の区域内
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者

- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間909円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
法定どおり



平成29年8月3日

大阪労働局長  
田畑 一 雄 殿

大阪地方最低賃金審議会  
会 長 服 部 良 子

大阪府最低賃金の改正決定について (答申)

当審議会は、平成29年7月11日付け大労発基0711第1号をもって貴職から諮問のあった大阪府最低賃金の改正決定について、専門部会を設け、特に女性労働者及びパートタイム労働者の賃金水準の引上げに配慮の上、慎重に調査審議を重ねた結果、同部会において、全会一致をもって、下記のとおりとする結論に達したのでここに答申する。

なお、今回の答申に当たっては、大阪府最低賃金の改正の中小企業・小規模事業者に与える影響が大きくなってきていることを踏まえ、働き方改革実行計画に記載した生産性向上支援等を厚生労働省、経済産業省、国土交通省をはじめとする関係省庁が連携して早期に行うことを国に強く求めるとともに、①影響の及ぶ中小企業等を十分把握した上で、的確な周知広報、履行確保に努めること、②中小企業等に対する生産性向上等の支援措置については、これまでの取組を踏まえて、省庁および関連する団体等と連携し、より一層、計画的、効果的に周知し、利活用の促進に努めること、③行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時に特段の配慮が行われること、④不公正な商取引により中小企業等の賃金支払能力が不当に下げられている場合もあることから、公正な取引慣行の構築、関係法令遵守の徹底を図ること、⑤以上の取組状況については、中小企業等に対する支援措置の利活用の状況を含め検証を行い、当審議会総会の場において報告すること、を要望する。

記

- 1 適用する地域  
大阪府の区域内
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1.時間909円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
法定どおり

